

芦屋町いじめ問題調査委員会調査報告書 (公開版)

令和8年7月

芦屋町教育委員会

(脚注)

※本公開版は、個人情報や関係者の権利を守るため、法令に基づき公開できない部分を整理したうえで掲載しています。

目 次

第1	はじめに	3
第2	芦屋町いじめ問題調査委員会について	3
1	本調査委員会設置の経緯	
2	本調査委員会の構成及び基本方針	
第3	本調査委員会による調査の概要	3
1	調査の実施方法	
2	本調査委員会の活動状況	
第4	本調査委員会による調査の結果	4
1	当事者について	
2	本件行為（令和5年6月1日（木）の出来事）について	
3	令和5年6月2日（金）以降の経過について	
第5	本調査委員会の本件行為（事案）に関する判断	5
1	「いじめ」該当性について	
2	「重大事態」該当性について	
3	小括	
第6	本調査委員会の学校等の対応に関する評価	5
1	学校の対応について	
2	教育委員会の対応について	
第7	本調査委員会の提言	6
1	学校が講ずべき対策	
2	教育委員会が講ずべき対策	

第1 はじめに

芦屋町の公立小学校（以下、「本件学校」という）で令和5年6月1日に発生した事案（以下、「本件事案」という）について、芦屋町いじめ防止対策の推進に関する条例に基づき、第三者委員会を設置し調査を行った。

本公開版は、原本の内容から、個人情報および関係者の権利利益を害するおそれのある情報を削除したうえで作成している。

第2 芦屋町いじめ問題調査委員会（以下、本調査委員会という）について

1 本調査委員会設置の経緯

芦屋町教育委員会は、本件学校より、本件事案に関する令和6年1月18日付重大事態発生報告書の提出を受けた。

そこで、同教育委員会は、芦屋町いじめ防止対策の推進に関する条例（令和6年2月21日条例第5号）第14条の規定に基づき、令和6年3月22日、本調査委員会を設置した。

2 本調査委員会の構成及び基本方針

(1) 構成

本調査委員会は、下表の者で構成されている。

構成員は、芦屋町教育委員会が、前記条例第16条の規定に基づいて職能団体等に推薦を依頼し、同団体等より推薦を受けて委嘱した者である。

役 職	氏 名	所 属 団 体
委員 長	山 田 洋 平	福岡教育大学
副委員 長	柏 木 慎太郎	福岡県弁護士会
委 員	園 田 美 貴	福岡県臨床心理士会
委 員	新 開 隆 弘	福岡県医師会

(2) 基本方針

本調査委員会は、本件行為が、

- ① いじめ防止対策推進法（以下、単に「法」という）第2条第1項所定の「いじめ」に該当するかどうか 及び
 - ② 本件行為が「いじめ」に該当するとした場合に法第28条第1項所定の「重大事態」に該当するかどうかに関する調査結果を示す とともに
 - ③ 児童・保護者に対する学校や教育委員会の対応についての検証を行い、改善や再発防止に関する事項について提言を行うこと
- を基本方針とする。

第3 本調査委員会による調査の概要

1 調査の実施方法

本件調査の実施にあたり、学校及び教育委員会の保存する関係記録、学校関係者及び児童Aの保護者からの聴取内容をもとに調査を実施した。

2 本調査委員会の活動状況

本調査委員会は、令和6年4月18日以降、関係者聴取を含め計12回会議を開催した。

回	日付	内 容
①	令和6年 4月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長・副委員長の選出 ・事案の概要及び経緯の確認 ・関係記録の確認等 ・調査方法等に関する協議
②	5月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・近況確認 ・関係記録の確認等 ・調査方法等に関する協議
③	6月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・近況確認 ・関係者聴取に関する協議
④	7月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・児童Aの2年生時の担任及び児童Aの3年生時の担任の聴き取り
⑤	8月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・児童Aの2年生時の教頭、児童Aの3年生時の教頭、児童Aの2年生時・3年生時の校長、及びスクールソーシャルワーカー（以下、SSWと略称する）の聴き取り
⑥	9月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・聴取結果の確認 ・追加聴取に関する協議
⑦	11月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・児童Aの母親の聴き取り
⑧	12月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・近況確認 ・聴取結果の確認 ・追加調査に関する協議
⑨	令和7年 1月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・近況確認 ・追加資料の確認等
⑩	2月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書のとりまとめ
⑪	3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書のとりまとめ
⑫	7月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・調査報告書の提出

第4 本調査委員会による調査の結果

1 当事者について

- ・当事者はすべて小学3年生の男子児童である。
- ・児童間の関係性について、特段の力関係は認められなかった。

2 本件行為（令和5年6月1日（木）の出来事）について

- ・図書室内で複数児童による首を絞める行為があった。
- ・行為後、対象児童は心理的苦痛を示した。
（※具体的発言・行動の順序・回数等は削除）

3 令和5年6月2日（金）以降の経過について

- ・学校は翌日以降、関係児童から事情を聴取した。
- ・保護者との連絡調整が行われた。
（※家庭内意思決定・家族間トラブル・出欠状況等は削除）

第5 本調査委員会の本件行為（事案）に関する判断

1 「いじめ」該当性について

本件行為は、対象児童が心身の苦痛を感じていたことから、いじめ防止対策推進法第2条に定める「いじめ」に該当すると判断した。

2 「重大事態」該当性について

重大な被害や相当期間の欠席について、本件行為との直接の因果関係は認められず、重大事態には該当しないと判断した。

3 小括

以上より、本調査委員会は、本件行為（事案）が「いじめの重大事態」に該当しないと判断する。

第6 本調査委員会の学校等の対応に関する評価

1 学校の対応について

- ・初期対応の迅速性に課題があった。
- ・校内の情報共有体制の改善が必要。
（※特定児童・保護者の発言等は削除）

2 教育委員会の対応について

(1) 学校との連携—特に、初期対応や重大事態発生時の連携体制について

教育委員会は、本件事案以前より、児童Aやその家庭の事情について認識していたことが窺われる。そのようななか、教育委員会は、令和5年11月に開催された本件事案に関するいじめ問題対策委員会に参画しているところ、同対策委員会では、児童Aが登校できる環境づくりを探求する方針などが決定された

反面、その協議の内容をみると、児童Aの母親の従前の要望やそれらの対応経過などを共有するものが大半を占めている。

確かに、児童Aの保護者の状態を含めた家庭環境の把握なども重要であるが、より重要なのは、本件事案の正確な把握や児童Aに対する具体的な対応策であるべきところ、そこに十分な議論が割かれていたとは認めがたい。

上記対策会議を主導すべき立場にある教育委員会としては、まずは、本件事案がいわゆるいじめ事案であることを学校に示したうえで、(学校が)SSWなどの外部の専門家と連携して対応できるように、全体の調整を含めた細やかな助言と指導を行う必要があったというべきである。

もちろん、学校や教育委員会だけでは解決が困難なケースであると判断された場合は、スクールロイヤーや警察等の支援を求めるなどの必要であろう(が、これらの選択肢が検討された形跡はない)。

(2) 第三者委員会の設置について

本件事案をみると、令和5年6月1日にあった本件行為を端緒として、9月下旬から長期欠席が始まり、令和6年1月18日付の重大事態発生報告書の提出を受け、本調査委員会が、令和6年3月22日に設置されたという経過を辿る。

かかる経過において、令和5年11月にはいじめ問題対策委員会が開かれているが、いわゆる第三者委員会としての本調査委員会は、令和6年3月の設置となっている。

前述の経緯を踏まえれば、より速やかに第三者委員会を設置し、本件事案の調査を早期にはじめ、事態の深刻化を避けるよう努めるべきであったことは指摘せざるを得ない。

第7 本調査委員会の提言

これまでの内容を踏まえ、既に述べた内容と一部重複するが、学校及び教育委員会に対し、今後講ずべき再発防止策について、以下、提言する。

1 学校が講ずべき対策

- ・全職員への研修の強化
いじめの早期発見・初期対応を確実にを行うため、教職員の理解と対応力を高めること。
- ・いじめ問題の組織的対応の整備
担任だけに任せず、学校全体で情報共有し、組織として対応できる体制を整えること。
- ・外部専門家との連携
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、専門職の知見を活用すること。
- ・いじめ対応の記録の作成と保存
対応の経過を適切に記録し、後の検証や支援につなげられるようにすること。
- ・安全で安心な学校・学級づくり
日常的な学級経営や学校全体の取組を通じて、児童が安心して過ごせる環境を整えること。

2 教育委員会が講ずべき対策

- 学校への積極的な支援体制の強化

学校が適切に対応できるよう、必要な助言や支援を行い、外部機関との連携も含めて調整すること。

- 重大事態への適時・適切な対応

重大事態の可能性がある場合には、早期に判断し、第三者委員会の設置など必要な措置を迅速に行うこと。

以 上